

榛監第331001号
令和5年11月27日

榛東村議会議長 生方 勇 二 }
榛 東 村 長 南 千 晴 } 様

榛東村代表監査委員 石 坂 郁 夫

例月現金出納検査の結果に関する報告について（提出）

地方自治法第235条の2第1項の規定により行つた令和5年度令和5年10月分の検査結果に関する報告を同条第3項の規定により別添のとおり提出します。

別記様式第7号-2

一 般 会 計 国 民 健 康 保 険 特 別 会 計 後 期 高 齢 者 医 療 特 別 会 計 介 護 保 険 特 別 会 計 学 校 給 食 事 業 特 別 会 計 太 陽 光 発 電 事 業 特 別 会 計	}	の例月現金出納検査
----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	---	-----------

令和5年10月分

検 査 期 日	令和5年11月20日
検 査 場 所	本庁舎2階 201会議室
検 査 員	石坂 郁夫 ・ 三俣 実
<p>1 実施した検査手続</p> <p>検査の対象となった各会計、基金及び会計管理者保管の現金等の現金の出納事務について、会計管理者から提出された資料と予算、現金、預貯金及び借入金等の管理状況は適正であるかに主眼を置き、関係帳簿、証拠書類等との照合その他通常実施すべき検査手続を実施した。</p> <p>2 検査の結果</p> <p>(1) 令和5年10月末日現在における収支月計表（兼現金出納簿）と例月出納検査表（歳入・歳出）に記載された金額は一致しており、計数上の誤りはないものと認められた。</p> <p>(2) 予算は、各会計ともおおむね適切に執行されているものと認められた。</p> <p>(3) 一般会計及び特別会計の歳入歳出について、別表1の抽出により証拠書類と例月出納検査表との照合をした結果、事務手続等に過誤のないことを確認した。</p> <p>(4) 会計管理者保管金は、保管金出納簿の金額と一致し、出納は適正に行われているものと認められた。</p> <p>(5) 検査期日（令和5年10月末日）現在の歳計現金等の残高を基金管理簿等と照合したところ、過誤のないことを確認した。</p>	

令和5年10月分

検査期日	令和5年11月20日
検査場所	本庁舎2階 201会議室
検査員	石坂 郁夫 ・ 三俣 実

1 実施した検査手続

検査の対象となった現金等の出納について、事業の管理者から提出された資料と各金融機関の預貯金証書、証拠書類等との照合その他通常実施すべき検査手続を実施した。

2 検査の結果

(1) 現金預金突合資料（令和5年10月末日現在）に記載されている金額と各金融機関の預貯金証書等を照合した結果、給与費関係の支出において会計間の処理で誤りが生じていた。これは、ミスが重なったことが原因であったが、各作業においてチェック機能が働いていない懸念がある。チェック体制を見直すとともに、同様のミスが発生しないよう十分注意されたい。

以下の結果は、当該誤り以外についての報告とする。

(2) 試算表と資金予算表に記載された金額は、関係帳簿の記載金額と一致し、計数上の誤りはないものと認められた。

(3) 予算（収益的収入支出、資本的収入支出、たな卸資産購入限度額）の執行は、適切に行われているものと認められた。

なお、執行状況は、次表のとおりである。

(単位：円・%)

区分		予算現額	当月執行額	執行累計額	執行率
収益的	収入	321,039,000	21,022,961	155,181,442	48.34
	支出	302,852,000	10,673,637	102,161,595	33.73
資本的	収入	298,203,000	0	153,978,000	51.64
	支出	450,389,000	20,400	374,845,046	83.23
たな卸資産購入限度額		5,001,000	299,200	4,007,850	80.14

(4) 資金予算表における当月収支は14,076,607円の赤字で、繰越現金預金残高を加えた翌月への繰越額は1,078,099,219円となっている。

(5) 検査基準日（令和5年10月末日）現在の現金預金等の残高を各金融機関の残高証明書等と照合したところ、過誤のないことを確認した。

令和5年10月分

検査期日	令和5年11月20日
検査場所	本庁舎2階 201会議室
検査員	石坂 郁夫 ・ 三俣 実

1 実施した検査手続

検査の対象となった現金等の出納について、事業の管理者から提出された資料と各金融機関の預貯金証書、証拠書類等との照合その他通常実施すべき検査手続を実施した。

2 検査の結果

- (1) 現金預金突合資料（令和5年10月末日現在）に記載されている金額と各金融機関の預貯金証書等を照合した結果、過誤のないことを確認した。
- (2) 試算表と資金予算表に記載された金額は、関係帳簿の記載金額と一致し、計数上の誤りはないものと認められた。
- (3) 公共下水道事業及び農業集落排水事業に係る予算（収益的収入支出、資本的収入支出）の執行は、適切に行われているものと認められた。

なお、執行状況は、次表のとおりである。

公共下水道事業

(単位：円・%)

区分		予算現額	当月執行額	執行累計額	執行率
収益的	収入	264,079,000	26,534,131	116,781,235	44.22
	支出	203,176,000	133,528	36,466,358	17.95
資本的	収入	337,312,000	51,920,000	172,554,000	51.16
	支出	398,040,000	19,204,417	188,910,324	47.46

農業集落排水事業

(単位：円・%)

区分		予算現額	当月執行額	執行累計額	執行率
収益的	収入	207,070,000	23,590,506	110,728,534	53.47
	支出	201,602,000	1,870,257	137,883,996	31.61
資本的	収入	86,919,000	10,000,000	53,680,000	61.76
	支出	92,587,000	761,200	46,270,680	49.98

- (4) 資金予算表における当月収支は72,496,852円の黒字で、繰越現金預金残高を加えた翌月への繰越額294,791,785円となっている。
- (5) 検査基準日（令和5年10月末日）現在の現金預金等の残高を各金融機関の残高証明書等と照合したところ、過誤のないことを確認した。